# 防衛省定員規則 （平成二十七年防衛省令第十四号）

#### 第一条（本省及び防衛装備庁の定員）

防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。

#### 第二条（本省及び防衛装備庁の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び地方支分部局別の定員）

本省及び防衛装備庁の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は防衛装備庁の定員の範囲内において、防衛大臣が別に定める。

# 附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日防衛省令第九号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年九月七日防衛省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年三月三一日防衛省令第四号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月三〇日防衛省令第三号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年一二月二七日防衛省令第一一号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二九日防衛省令第五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附則（令和二年三月三一日防衛省令第三号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。